

第七八回

参第二号

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）

（刑事補償法の一部改正）

第一条 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「誤まらせる」を「誤らせる」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 刑法第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合

（刑事訴訟法の一部改正）

第二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八條の二第二項を次のように改める。

次の場合には、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

- 一 刑法第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合
- 二 被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められる場合

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けたものに係る補償については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前に無罪の判決が確定した事件に係る費用の補償については、なお従前の例による。

理 由

無罪の裁判を受けた責任無能力者に係る刑事補償及び裁判に要した費用の補償については、裁判所の健全な裁量によりその一部又は全部をしないことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。